

岩手県告示第882号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年12月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
有限会社小田島薬局	花巻市上町6番5号	平成29年11月1日
吉田歯科医院	久慈市本町二丁目40番地	平成29年11月14日
アイセイ薬局江刺病院前店	奥州市江刺区西大通り4番24号	平成29年10月1日
金ヶ崎町国民健康保険金ヶ崎診療所	胆沢郡金ヶ崎町西根鐘水98番地	平成29年10月10日
金ヶ崎町国民健康保険金ヶ崎歯科診療所	胆沢郡金ヶ崎町西根鐘水98番地	〃
有限会社クリス薬局	上閉伊郡大槌町本町6番18号	平成29年10月30日